

消費者基本計画工程表（令和2年7月7日消費者政策会議
 決定（令和3年6月15日改定））（抜粋）

Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

（1）消費者教育の推進

- ① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-1
- ② 学校における消費者教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-7
- ③ 地域における消費者教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-13
- ④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進・ IV-17
- ⑤ 法教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-19
- ⑥ 金融経済教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-20
- ⑦ 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-22
- ⑧ エシカル消費の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-24

IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

項目名	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------

施策概要	<p>(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進するとともに、社会のデジタル化に対応した消費者教育の取組を推進する。その状況を踏まえ、必要に応じて消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を検討・実施する。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <p>消費者市民社会の普及啓発のため、新型コロナウイルス感染症拡大時の状況等も踏まえ、消費者が意見を伝える際のポイント等を記載した有識者コラム等を掲載するとともに、SNSによる情報発信を実施した。</p> <p>また、「倫理的消費(エシカル消費)」に関する消費者意識調査(令和元年2月実施)において、消費者市民社会の認知度について調査を実施した(「消費者市民社会の言葉も内容も知っている」、「言葉は知っている」、「内容は知っている」と回答した割合:27%)。</p> <p>また、消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」では、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行う(令和2年10月)とともに、地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。</p> <p>さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針別紙に掲げた「当面の重点事項」の一つである、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うデジタル化の加速化も踏まえ、消費者教育推進会議の下に「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置(令和2年10月)し、社会のデジタル化を踏まえ、消費者が身に付けることが</p>
------	---

望ましい内容等について検討した。

○ 消費者庁の取組

消費者教育の取組に必要となる教材、実践事例等について積極的に情報を収集するとともに、消費者が自らの考え方を適切に表明すべきこと、大規模災害の発生時・感染症の拡大時等の非常事態においても消費者が合理的に行動できることを含め、消費者市民社会の概念・実践などに関する情報を取りまとめ、消費者教育ポータルサイト等において総合的な情報提供・発信・啓発等を行う。

環境教育、食育、法教育、金融経済教育、情報教育等の関連する他の分野の教育との連携を図る。

(令和2年度実績)

消費者市民社会普及啓発のため、新型コロナウイルス感染症拡大時の状況も踏まえ、消費者庁ウェブサイトにおいて、消費者が意見を伝える際のポイント等を記載した有識者コラム等を掲載するとともに、SNSによる情報発信を実施した。

また、関連する幅広い分野の教育との連携を図り、消費者への情報発信を強化する観点から、生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議を開催した(令和2年11月)。

消費者教育ポータルサイトのアクセス数は1,232,306件(令和3年3月末現在)であり、教材等掲載件数は1,565件(令和3年3月末現在)であった。

(2) 地域における消費者教育推進のための体制の整備

○消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。

(令和2年度実績)

消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」において、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行った(令和2年10月)。地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。

○ 消費者庁の取組

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を促進し、消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進協議会の取組の充実について、支援・促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会等と消費者行政部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材育成等を含めた整備を促進する。

地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。

(令和2年度実績)

・国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を以下のとおり実施した。

(令和3年1月末時点)

- ✓ 「【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 [対象者別コース] -高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて-
- ✓ 「【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 [対象者別コース] -特別支援学校等に通う知的障害(軽度)のある生徒を中心とした若年者への講座実施に向けて-
- ✓ 「【新設】ライフプランニングに焦点をあてた若者への消費者教育講座-お金と生活を設計する力を養うために- (徳島オリジナル講座)」
- ✓ 教員を対象にした消費者教育講座(地域コース)(共催)(高知県)
- ✓ 教員を対象にした消費者教育講座(地域コース)(共催)(沖縄県)
- ✓ 教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)(玉川大学)
- ✓ 教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)(静岡大学)
- ✓ 消費者教育推進研修支援コース(講師派遣事業)教員(宮崎県)
- ✓ 消費者教育推進研修支援コース(講師派遣事業)教員(島根県)
- ✓ 消費者教育コーディネーター講座(地域コース)(岡山県)

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により以下の研修を中止した。

- ✓ 「消費者教育に携わる講師養成講座[基礎コース]-講座実施のために必要な基礎知識と実践手法とは」
- ✓ 「【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 [対象者別コース] -高齢者及び見守り関係者への講座実施に向けて-
- ✓ 「【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 [対象者別コース] -小学生・中学生を中心とした若年者への講座実施に向けて-
- ✓ 消費者教育学生セミナー
- ✓ 教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)(相模女子大学、大阪教育大学、神戸学院大学、桃山学院大学)
- ✓ 消費者教育推進研修支援コース 消費者教育コーディネーター(地方公共団体への講師派遣事業) 宮崎県

・消費者教育推進地域協議会は47都道府県・18指定都市・10中核市で設置され、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市・13中核市で策定された。消費者教育コーディネーターは33都道府県・15指定都市・90市町村等で配置された。

また、都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業(講座等)の実施割合は55.3%であった。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」において、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行った（令和2年10月）。地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。・消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。 |
|--|---|

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費者市民社会の認知度</p> <p>②ア) 消費者教育推進計画の策定状況</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 消費者教育地域協議会の設置状況</p> <p>③地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>④基本方針の検討・変更の状況（消費者教育推進会議の開催数）</p> <p>⑤ア) 消費者教育ポータルサイトのアクセス数</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 消費者教育ポータルサイトの教材等掲載数</p> <p>⑥消費者教育推進のための研修の実施状況</p> <p>⑦消費者教育コーディネーターの配置</p> <p>（目標）</p> <p>①消費者市民社会の認知度の向上を目指す。</p> <p>②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合50%以上を目指す。</p> <p>③都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合増を目指す。</p> <p>④消費者教育推進会議において基本方針の検討・議論を行う。</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数の増加、教材等掲載数の拡充を行う。</p> <p>⑥国民生活センターで消費者教育推進のための研修を適切に実施する。</p> <p>⑦全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費生活に関する意識調査で、消費者市民社会の認知度を調査</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議会の設置について有りと回答した地方公共団体の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育関連事業を実施していると回答した地方公共団体の割合</p> <p>④消費者教育推進会議における議論の回数</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数</p> <p>⑥国民生活センターでの消費者教育推進のための研修の実施状況</p> <p>⑦地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和元年度：27.0%（平成29年度：33.2%）</p> <p>②ア) 令和2年度（4月1日時点）：38.8%（18指定都市、13中核市） （令和元年度（平成31年4月1日時点）：35.9%（18指定都市、10中核市））</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 令和2年度（4月1日時点）：35.0%（18指定都市、10中核市） （令和元年度（平成31年4月1日時点）：37.2%（19指定都市、10中核市））</p> <p>③令和2年度（4月1日時点）：55.3%</p> <p>④令和2年度（3月末時点）：9回（令和元年度：7回）</p> <p>⑤ア) 令和2年度（3月末時点）：1,232,306件（令和元年度：1,490,866件）</p>
---	--

- イ) 令和2年度（3月末時点）：1,565件（令和元年度：1,668件）
- ⑥令和2年度（1月末時点）：10回*（参加者数：203人）
*新型コロナウイルス感染拡大の影響により9回中止
（令和元年度：22回（参加者数：797人））
- ⑦令和2年度（4月1日時点）：33都道府県、15指定都市、90市町村等
（令和元年度（平成31年4月1日時点）：26都道府県、13指定都市、82市町村等）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催 ・消費者教育の推進に関する基本方針の次期方針の検討 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催 ・消費者教育の推進に関する基本方針の変更 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和5年度	消費者教育推進会議、分科会の開催等
令和6年度	
令和7年度 以降	消費者教育推進会議、分科会の開催等

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和3年度	消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー派遣による支援
令和4年度	
令和5年度	消費者教育連携協働・推進全国協議会における取組事例の情報共有等の普及啓発
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー派遣による支援 ・消費者教育連携協働・推進全国協議会における取組事例の情報共有等の普及啓発

項目名	② 学校における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

<p>施策概要</p>	<p>(1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申を踏まえ小中学校学習指導要領については平成 28 年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成 29 年度に改訂した（小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度から全面实施、高等学校は令和 4 年度入学生から年次進行で実施）。</p> <p>(令和 2 年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の指導主事等を対象とする協議会において周知した。 ・各都道府県等を通じ各高等学校等に対し、令和 4 年度からの 18 歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を行った。 <p>(2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(平成 30 年 2 月 20 日若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定(令和 3 年 3 月 22 日改定))に基づき、大学等における消費者教育の推進のため、大学等と地元の消費生活センターとの連携を支援する取組を実施する。</p> <p>また、集中強化期間終了後の令和 3 年度については、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、関係 4 省庁が更に連携し、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行う。</p> <p>(令和 2 年度実績)</p> <p>関連する他分野の教育と消費生活センターが連携した大学での取組事例を都道府県に周知するとともに、連携した取組を促した。また消費者教育コーディネーター会議において、大学等と消費生活センターが連携した事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専修学校に対して平成 30 年に実施した「専修学校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。</p> <p>平成 30 年 7 月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。</p>
-------------	--

(令和2年度実績)

- ・消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、情報提供及び周知・啓発を行った。
- ・各都道府県等を通じ各大学・専修学校等に対し、令和4年度からの18歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材や新入学生等への成年年齢引下げ及び消費者被害防止に向けた注意喚起についての周知等を行った。

(3) 消費者教育の人材(担い手となる教職員)の育成・活用

○ 消費者庁、文部科学省の取組

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、共有を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。

教員の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ(平成30年6月)と同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(令和3年3月22日改訂)に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。

(令和2年度実績)

- ・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、必要な情報提供等を行った。
- ・教師の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ(平成30年6月)と同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(令和3年3月22日改訂)に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を促した。
- ・教員の指導力向上の支援のため、「社会への扉」(消費者庁作成)に関する教員向けオンライン授業動画を作成した。また、消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめのヒアリング事例集において、大学と都道府県が連携し教員免許状更新講習において消費者教育を扱った事例を盛り込み、周知した。
- ・独立行政法人国民生活センターにおいて、教員の指導力向上の観点から、教員を対象とした研修を6回実施した。

(4) 関係府省庁等の連携による消費者教育の推進

○ 関係府省庁等の取組

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当府省庁等、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図

るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

成年年齢引下げに向けて、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。

また、集中強化期間終了後の令和3年度については、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、関係4省庁が更に連携し、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行う。

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用等を支援し、全国での活用を推進する。令和2年度以降、小・中学校等における消費者教育充実のための教材等の開発に当たっては、学校教育におけるデジタル化の進展等も踏まえ、検討する。

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

（令和2年度実績）

- ・平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の令和元年度の進捗状況を令和2年7月に公表した。また、高校生への実践的な消費者教育の実施を推進する等の観点から、関係省庁と連携してオンライン授業動画を作成、配信するとともに、都道府県等の消費者行政部局等に周知し活用を促した。来年4月からの成年年齢引下げに向け、令和3年度は最後の一年となるため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議(令和3年3月22日)」において「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンとして取組を強化していくことを決定した。
- ・令和元年度の「社会への扉」等の活用実績は67%であった。令和2年度においても、全ての都道府県に対して「社会への扉」の冊子を提供する等、活用を促している。

また、学校における消費者教育の充実に向け、社会のデジタル化に伴うトラブル事例なども踏まえ、アクティブラーニング型の中学生向けの教育プログラム、特別支援学校（知的障害）向けの教材の開発を進めた。さらに、消費者教育コーディネーターの育成等の取組の支援、学校での外部講師の効果的な活用を推進等する観点から、消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。

○ 消費者庁の取組

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。

国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。

(令和2年度実績)

- ・独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者教育コーディネーター講座を令和2年度に2回実施した。
- ・地方消費者行政のための交付金等の活用を通じて、国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援した。
- ・消費者教育コーディネーターの育成等の取組の支援等の観点から、消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図るとともに、事例集を作成し周知する予定

○ 文部科学省の取組

消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。

(令和2年度実績)

大学等関係者が出席する会議等において、令和4年度からの18歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を行った。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</p> <p>②大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合</p> <p>③担当省庁による支援の状況</p> <p>④教材の配布・活用状況</p> <p>⑤ア）国民生活センターにおける教員を対象とした消費者教育講座の実施状況 イ）消費者教育コーディネーター向け研修の実施状況</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合</p> <p>（目標）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数について、実施した年度においては毎年67名以上（各都道府県・指定都市から1名以上）の参加を目標とする。</p> <p>③担当省庁において実施した授業・講座の開催増を目指す。</p> <p>④全国の高校等での実践的な消費者教育の実施を目指す。</p> <p>⑤教員及び消費者教育コーディネーターを対象とした消費者教育講座を適切に実施する。</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合を60.0%に向上させる。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和2年度（11月時点）：小学校 70人、中学校 71人、高等学校 57人 （令和元年度：小学校 70人、中学校 71人、高等学校 71人） ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、6月に開催予定であった各教科等担当指導主事連絡協議会が開催できなかったため、11月に開催された各教科等教育課程研究協議会の参加人数を基に記載している。</p> <p>②令和元年度：55%</p> <p>④令和2年度：調査中（令和元年度：67%）</p> <p>⑤ア）令和2年度（11月末時点）：6回（令和元年度：9回） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により4回中止 イ）令和2年度（11月末時点）：1回（令和元年度：4回） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により1回中止</p> <p>⑥令和元年度：39.8%</p> <p>（定義）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数については、各年度に実施した「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（小学校家庭部会、中学校技術・家庭部会）及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（家庭部会）の参加人数としている。</p> <p>②学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合をもって測定</p> <p>④実践的な消費者教育の授業をした学校数を全国の高校数で除したもの。実践校は</p>
---	---

消費者行政部局を通じた調査、全国の高等学校数は学校要覧で集計されている。
 ※「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、平成30年度からの3年間を集中強化期間として実施してきたものであり、令和2年度が最終年度となる。

- ⑤国民生活センターにおける教員及びコーディネーター向け研修の実施状況
- ⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」と回答した割合

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育連携・協働推進全国協議会における情報共有等を行う。 ・全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。 ・消費者教育の担い手となる教職員の資質・能力の向上を推進する。
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。 ・消費者教育の担い手となる教職員の資質・能力の向上を推進する。

項目名	③ 地域における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。また、デジタル化に誰一人取り残さないための支援として、高齢者層を始めとする消費者に対する技術面、内容面での消費者教育の支援が行き届くよう、地域の担い手の支援等を図り、デジタル化に対応した消費者教育を推進する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p> <p>国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係府省庁等】</p> <p>(令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会では、消費者に独占禁止法の内容や、公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、以下の講師派遣等を行っている。 なお、独占禁止法教室及び消費者セミナーについては、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式やオンデマンド形式により開催しているものもある（以下の令和2年度の開催実績の中にはこれらの形式のものも含まれている。）。 ✓「消費者セミナー」：消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会事務総局の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの（令和2年度49回）。 ✓「独占禁止法教室」：中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会事務総局の職員を学校の授業に講師として派遣等するもの（令和2年度134回）。 ✓「一日公正取引委員会」：公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、「消費者セミナー」及び「独占禁止法教室」を独占禁止法講演会等と共に1か所で同時に開催するもの（令和2年度2回）。 <p>また、消費者の暮らしと、独占禁止法の関わりについて説明した資料を、「消費者セミナー」や「独占禁止法教室」の出席者に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援した。
-------------	---

・消費者教育推進地域協議会は47都道府県・18指定都市・10中核市で設置され、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市・13中核市で策定された。消費者教育コーディネーターは33都道府県・15指定都市・90市町村等で配置された。また都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合は55.3%であった。

消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」では、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行う（令和2年10月）とともに、地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針別紙に掲げた「当面の重点事項」の一つである、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うデジタル化の加速化も踏まえ、消費者教育推進会議の下に「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置（令和2年10月）し、社会のデジタル化を踏まえ、消費者が身に付けることが望ましい内容等について検討した。

消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため消費者教育コーディネーター会議を開催（令和3年1月）し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。

また、地域で開催される講座等への講師派遣として、2回職員の派遣を行った。

○ 文部科学省の取組

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について現状の課題等の分析結果や特色ある取組等について情報提供を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。

平成30年7月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。

（令和2年度実績）

消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、地域における実践的な消費者教育の取組や、効果的な学習の事例等について情報提供及び周知・啓発を行った。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①ア) 消費者教育推進計画の策定 イ) 消費者教育推進地域協議会の設置状況</p> <p>②地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>③消費者教育コーディネーター育成状況（配置状況）</p> <p>④消費生活サポーター数（配置状況）</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の取組の割合</p> <p>⑥担当省庁による支援の状況【関係省庁】</p> <p>(目標)</p> <p>①指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合 50%以上を目指す。</p> <p>②都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の割合増を目指す。</p> <p>③全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>④都道府県及び市区町村での配置増を目指す。</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合を令和6年度までに40%とすることを旨とする。</p> <p>⑥担当省庁が地域で開催する講座・セミナー等への講師派遣数増を目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>①ア) 令和2年度（4月1日時点）：38.8%（18指定都市、13中核市） （令和元年度（平成31年4月1日時点）：35.9%（18指定都市、10中核市））</p> <p>イ) 令和2年度（4月1日時点）：35.0%（18指定都市、10中核市） （令和元年度（平成31年4月1日時点）：37.2%（19指定都市、10中核市））</p> <p>②令和2年度（4月1日時点）：55.3%</p> <p>③令和2年度（4月1日時点）：33都道府県、15指定都市、90市町村等 （令和元年度（平成31年4月1日時点）：26都道府県、13指定都市、82市町村等）</p> <p>④令和2年度：26都道府県 147市区町村等 （令和元年度：26都道府県 139市区町村等）</p> <p>⑤令和元年度：32.6%</p> <p>⑥令和2年度：実施4回（他3回予定していたものの新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止）（令和元年度：8回）</p> <p>(定義)</p> <p>①地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議会の設置について有りとは回答した指定都市及び中核市の割合</p> <p>②地方消費者行政現況調査における、地方自治体の消費者教育関連事業の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りとは回答した地方公共団体の数</p> <p>④地方消費者行政現況調査において、消費者教育サポーターが有りとは回答した地方公共団体の数</p> <p>⑤教育委員会において実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組として、「教</p>
---	--

育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はない」との回答を除いた数値
 ⑥担当省庁が実施する講師派遣の数

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進会議、分科会において、消費者教育推進計画の策定・消費者教育推進のための体制強化等地方公共団体におけるコーディネート機能強化、消費者教育コーディネーターの配置等の支援を検討
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における消費者教育コーディネート機能強化に向けた取組(コーディネーター及び消費生活サポーターの配置状況に応じた支援) 消費者教育ポータルサイトにおける地方公共団体の取組事例の掲載 デジタル化に対応した消費者教育の推進のための担い手支援(デジタル教材開発、情報提供等) 各地の消費者教育講座への講師(職員)の派遣
令和6年度	
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 各地の消費者教育講座への講師(職員)の派遣 地域における消費者教育の推進を支援するための取組を検討

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育連携・協働推進全国協議会における情報共有 「消費者教育に関する取組状況調査」の実施及び課題の分析 「消費者教育の指導者用啓発資料」の見直し
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育連携・協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等 「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進
令和6年度	
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育連携・協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等 「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進

項目名	④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------------------------	------	------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等において、家庭でできる消費者教育教材や地域における親子向けの講座等の積極的な収集・掲載に努める。</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等に掲載する。事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p> <p>多様な主体による消費者教育の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p> <p>（令和2年度実績）</p> <p>令和2年度（3月末時点）において、ポータルサイトのアクセス数は、1,232,306件、家庭で活用できる自主学習用教材の活用件数は102件、事業者によるポータルサイトの掲載数は、174件であった。</p> <p>関連する幅広い分野の教育との連携を図り、消費者への情報発信を強化する観点から、「生活者・消費者教育に関する連携推進会議」を開催した（令和2年11月）。</p> <p>消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため「消費者教育コーディネーター会議」を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。</p>
-------------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①ア) 消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材のうち、家庭用教材数</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した講座における事業者・事業者団体による取組事例等数</p> <p>②消費者教育コーディネーターの育成状況 <再掲></p> <p>(目標)</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭（親子）での活用や、事業者・事象者団体による取組事例の増加を目指す。</p> <p>②全ての都道府県、指定都市に配置し、その他市町村等での配置増を目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>①ア) 令和2年度（3月末時点）：102件（令和元年度：56件）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 令和2年度（3月末時点）：174件（令和元年度：164件）</p> <p>②令和2年度（4月1日時点）：33都道府県、15指定都市、90市町村等 （令和元年度（平成31年4月1日時点）：26都道府県、13指定都市、82市町村等）</p> <p>(定義)</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材のうち、家庭用教材数、事業者・事業者団体による取組事例等数</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
年度	取組内容								
令和3年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載								
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降									

項目名	⑤ 法教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 4 及び 16	担当省庁	法務省
-----	-----------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進する。</p>												
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>法教育推進協議会（部会を含む。）の開催実績（進捗）</p> <p>令和2年度(12月末時点)：7回</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 法務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>上記取組の成果を踏まえ更なる推進策を検討</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。	令和4年度	・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。	令和5年度		令和6年度	・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。	令和7年度 以降	上記取組の成果を踏まえ更なる推進策を検討
年度	取組内容												
令和3年度	・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。												
令和4年度	・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。												
令和5年度													
令和6年度	・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。												
令和7年度 以降	上記取組の成果を踏まえ更なる推進策を検討												

項目名	⑥ 金融経済教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、4	担当省庁	金融庁、消費者庁、 文部科学省、関係省 庁
-----	----------------------------------	------	-----------------------------

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>各個人が生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サービスを適切に選択できるよう、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を進める。</p> <p>金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。</p> <p>金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとする ICT の活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進した。具体的には、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、高校生及び教員向けの授業動画等の作成、高校生向けの WEB シミュレーション教材の作成などを行った。 ・金融広報中央委員会等の関係団体と連携し、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を 11 大学で実施した。また、金融庁及び財務局において、学校や地域で開催される講座等（オンライン開催を含む）への講師派遣を 479 回実施した（3月31日時点）。 ・金融サービスの利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を 2014 年に開設し、相談への対応を行っている。
------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①関係団体と連携した大学での授業の実施 ②学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度：11大学 ②令和2年度：479回</p> <p>(定義)</p> <p>金融庁・財務局の集計による。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・金融経済教育用教材の作成・配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施	令和4年度	・金融経済教育用教材の作成・配布	令和5年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣	令和6年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施	令和7年度 以降	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施
年度	取組内容												
令和3年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施												
令和4年度	・金融経済教育用教材の作成・配布												
令和5年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣												
令和6年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施												
令和7年度 以降	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施												

項目名	⑦ 食育の推進【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	---------------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。</p> <p>食育推進会議が令和3年3月31日に作成した、令和3年度から令和7年度までを対象期間とする第4次食育推進基本計画に基づき、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画（平成28年度～令和2年度）に基づき、関係府省庁が連携し食育を推進した。 ・食育推進評価専門委員会を開催し、第4次食育推進基本計画作成のための検討を行った。 ・令和3年3月、食育推進会議において、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成した。 <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における食育を推進する。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <p>「食に関する指導の手引」や食育教材などにより、学校給食や授業等において栄養、食習慣についての指導を推進した。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>持続可能な食を支える食育の推進のため農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図るとともに、食と環境の調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進を図る。</p> <p>さらに、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者で情報共有等を図るため、全国食育推進ネットワークを活用する。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第15回食育推進全国大会が開催できなかったことから、食育活動表彰の受賞者の取組等に係る動画を作成し、農林水産省 Web サイトに掲載。</p> <p>また、「令和2年度食育に関する意識調査」を実施し、調査結果を第3次食育推進基本計画の目標値の評価に用いるとともに、第4次食育推進基本計画の作成に反映する。</p>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の向上
- ②産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上
- ③環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上

(目標)

- ①令和7年度までに70%以上とする
- ②令和7年度までに80%以上とする
- ③令和7年度までに75%以上とする

(進捗)

- ①令和2年度：65.7%
- ②令和2年度：73.5%
- ③令和2年度：67.1%

(定義)

いずれも食育に関する意識調査で集計。

【今後の取組予定】

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組

年度	取組内容
令和3年度	第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 (重点事項)
令和4年度	
令和5年度	・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 ・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
令和6年度	
令和7年度 以降	第5次食育推進基本計画の作成

※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。

令和3年度から第4次食育推進基本計画に基づく取組を実施予定

項目名	⑧ エシカル消費の普及啓発【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、17	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁の取組</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <p>持続可能な食の生産と消費の促進のため、消費者庁、環境省、農林水産省と連携し、普及啓発に向けた取組を行った。</p> <p>また、エシカル消費を含む消費者教育、啓発のより効果的な情報発信に向けて、幅広い関係府省庁間において更なる連携の強化を図るため、令和2年11月に「生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議」を開催した。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <p>消費者月間等のあらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、更なる普及促進のため、新たにポスター、パンフレット等を作成した。また、身近なことからエシカル消費に取り組んでもらえるよう、情報発信を更に強化する観点から、令和2年10月に「エシカル消費特設サイト」を開設し、地方公共団体等を始めとする各主体で取り組まれている事例を積極的に発信した。</p> <p>さらに、令和2年10月から12月にかけて、エシカル消費や食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。</p> <p>また、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、より多くの方にエシカル消費を実践していただくことを目的とした啓発動画を新たに作成し、イベント等での活用など積極的に発信した。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>国連の持続可能な開発目標(SDGs)の2030年までの達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環(わ)2030プロジェクト」</p>
------	---

(農林水産省、消費者庁、環境省連携) を令和2年6月に立ち上げ、100 を超える企業・団体等が参画した。本プロジェクトでは、食や農林水産業のサステナビリティを考えるための定期的な勉強会・交流会、持続可能な消費を盛り上げるサステナウィーク、サステナブルな取組動画を表彰するサステナアワード等を実施し、持続可能な食と農林水産業の生産・消費の促進に取り組んだ。

認証ラベルの一つである水産エコラベル[※]は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、令和元年12月、「MEL(マリン・エコラベル・ジャパン)」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI(グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ)」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国内外における普及を促進する。

※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC等がある。

(令和2年度実績)

- ・東京湾大感謝祭等の海洋・水産イベントにおける展示、パネルディスカッション
- ・ホームページ等を通じた水産エコラベル認証取得者の取組事例の紹介・発信
- ・事業者に対する水産エコラベル認証取得に向けたコンサルティングへの支援 他

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認等を求め、木材を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者に理解を深めてもらうため、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)

(令和2年度実績)

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録の推進のため、セミナーや個別相談会等を開催した。また、消費者や事業者に対するクリーンウッド法や合法伐採木材等の普及啓発のため、全国規模の展示会において合法伐採木材に関する展示を行った。

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>① エシカル消費の認知度（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」）</p> <p>② 環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」）</p> <p>③ 国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数</p> <p>（目標）</p> <p>① 認知度を30%にする。</p> <p>② 令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とすることを旨とする。</p> <p>③ 令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。</p> <p>（進捗）</p> <p>① 令和2年度（2月時点）：12.2%（平成28年12月：6.0%）</p> <p>② 平成30年度：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%</p> <p>③ 令和2年度（3月末時点）：71件</p> <p>（定義）</p> <p>① 「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度）</p> <p>② 「消費者意識基本調査」</p> <p>③ 国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・ デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・ デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発
年度	取組内容								
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・ デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 								
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 ・ エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・ 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 								
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間を活用した啓発 								

令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和3年度	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。

年度	取組内容
令和3年度	水産エコラベルについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信 ・認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・国内消費者向けのPR活動

令和4年度	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通木材等の合法性確認の信頼性・透明性向上（消費者に対する情報提供も見据えた）のためのシステム構築に向けた調査 ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動
令和4年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進
令和5年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p>

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進
	令和7年度以降	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進